

令和2年6月15日

企業、行政やNPO等のインターンシップに個人で応募する
学 生 各 位

教育推進・学生支援部学生課学生支援掛

学生個人でインターンシップに応募する際の学内手続きについて

学生の皆さんが企業、行政やNPO等のインターンシップに個人で応募される際の手続きや注意すべき事項について以下のとおりまとめていますので、ご留意の上、インターンシップに参加するようにしてください。

1. 本学としてインターンシップとして認める形態について

本学では次の形態のものをインターンシップとして取扱います。

- ①部局が授業科目として開講するもの
- ②大学と受け入れ先が覚書や協定書を締結するもの
(例) 官公庁などが募集し大学が取りまとめて推薦し覚書を締結するもの
- ③学生が民間企業等に直接申し込み、実働3日以上に参加形態のもの

※ 企業等が「ワンデーインターンシップ」などと称し、単なる企業説明会や会社見学が大半を占めるようなものは本学ではインターンシップとして認めておりません。

※ なお、上記に該当しない場合でも学生が参加することを妨げません。

2. 学生教育研究災害傷害保険(学研災)・学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)の適用について

学生の皆さんの教育・研究活動、あるいは課外活動中に発生した傷害事故や賠償責任を補填するため、学研災(学生教育研究災害傷害保険)・付帯賠償(学研災付帯賠償責任保険)という制度があります。なお、学生の皆さんが参加するインターンシップすべてにおいてこの学研災・付帯賠償が適用されるものではありません。

本学でのインターンシップと学研災・付帯賠償の適用は次のとおりです。

- ① 「1.」の①及び②については、特段の手続きを必要とすることなく、学生が各自で加入している学研災・付帯賠償を適用します。
- ② 「1.」の③については、次の場合に事前の手続きを経ていれば、学生が各自で加入している学研災・付帯賠償を適用します。
 - ㊦土日祝日、夏季・冬季休業期間中などで授業・試験等に影響がないもの

- ④授業期間中であるが、履修登録状況から判断して授業・試験等に影響のないもの
- ⑦授業・試験等に影響するが、学部・研究科長又は指導教員等が、当該インターンシップが学生にとって主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるものであるなど教育的観点から必要と認めるもの

※なお、「1.」の①～③に該当しないインターンシップ等に参加する場合、不測の事態に備え、学生自身で何らかの傷害保険・賠償責任保険に加入するなどして、万一の事故に備えるようにしてください。

保険の例として、学生総合共済・学生賠償責任保険（それぞれ大学生協）や学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）などがあります。一般の保険でも自身の怪我や相手への損害賠償を保障するものであれば構いません。

無保険でインターンシップに参加することだけは避けてください。

3. インターンシップ参加届の提出について

学生の皆さんは、企業、行政や NPO 等のインターンシップに個人で応募する際には、事前に「インターンシップ参加届（以下、「参加届」という。）」を提出するようにしてください。

この参加届を提出することは、上記「1.」の③のうち、「2.」の②の㉗～㉙に該当するインターンシップにおける学研災・付帯賠償の適用の事前手続きとなります。

※ 「部局が授業科目として開講するインターンシップ」や「大学と受け入れ先が覚書や協定書を締結するインターンシップ」はこの「参加届」の提出は不要です。

「参加届」の提出先は、次のとおりです。「参加届」に必要事項を記入の上、参加するインターンシップの募集要項や受入通知書、交通費・宿泊費・日当・報酬の有無等、インターンシップの内容が分かる資料を添付し提出してください。

インターンシップの類型	提出先
(1)・夏季・冬季休業期間中に実施され、授業・試験等に影響なし。 ・実働は3日以上。 ・学研災・付帯賠償又は民間等の傷害保険及び損害賠償保険に加入。	(提出先) 教育推進・学生支援部学生課 学生支援掛(以下、「学生課学生支援掛」という。) (提出方法) 持参又はメールで提出
(2)・授業期間中に実施されるが、履修登録状況から判断して授業・試験等に影響なし。 ・実働は3日以上。 ・学研災・付帯賠償又は民間等の傷害保険及び損害賠償保険に加入。	
(3)・授業・試験等に影響するため、授業・試験等は欠席となることは理解している。 ・実働は3日以上。	

<p>・民間等の傷害保険及び損害賠償保険に加入。</p>	
<p>(4) 授業・試験等に影響するため、授業・試験等は欠席となることは理解しているが、当該インターンシップの内容について学生が自身の職業適性や将来設計について考える機会と考え、指導教員や学部（研究科）長等に当該インターンシップ参加を学校管理下行事と認めてもらい、学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の適用となるよう依頼する場合。</p>	<p>【指導教員の承認（署名）を得た場合】 （提出先） 学生課学生支援掛 （提出方法） 持参又はメールで提出</p> <p>【学部（研究科）長や学部・研究科の就職担当教員などの承認を得る必要がある場合（※）】 （提出先） 所属する学部（研究科）の教務窓口</p>

上記「(4)」の提出に関して、研究室に配属しておらず指導教員がいない場合は、自身が所属する学部（研究科）の教務窓口に、インターンシップの内容が分かる資料と「参加届」を提出してください。

教務窓口で「参加届」等を受理後、内容を確認し、学部（研究科）長や学部・研究科の就職担当教員などの承認を得られれば、教務窓口から学生課学生支援掛に「参加届」等が送られます。

学生課学生支援掛で「参加届」等を確認した後、学生本人にメールで確認結果を連絡します。

※ 「参加届」には授業期間中に実施されるが、履修登録状況から判断して授業・試験等に影響なしのため学研災・付帯賠償の適用が可能とあるが、学生課学生支援掛で当該学生の履修登録を確認した結果、インターンシップ実施時期と履修が重複している場合など、インターンシップへの参加は妨げないが、学研災・付帯賠償の適用は不可であるため、別の何かしらの保険に加入してインターンシップに参加するように、等の連絡も行います。

4. その他の留意事項

◎ 履修状況上はインターンシップに参加することは授業・試験等に影響はないが、研究室に所属している場合は必ず指導教員にインターンシップに参加する旨を連絡し理解してもらってから参加届を出すようにしてください。

◎ 一般的なインターンシップの定義（表1参照）や次に列挙する内容に鑑みて、明らかにインターンシップとして認められないと判断した場合は参加届を受理しません。

- ・ 過去、本学学生が参加したインターンシップで、重大なトラブル等が生じ、以降、本学として学生の参加を認めないと決定したもの。なお、令和2年4月1日時点では該当するものではありません。
- ・ 学生が従事するのにふさわしくない職種・内容のもの（表2参照）

5. 学生個人でインターンシップに応募する際の学内手続きに関する問い合わせ先

参加届の記載や学研災・付帯賠償の適用など、学生個人でインターンシップに応募するに際して不明な点がありましたら、次の担当掛までお問い合わせください。

(担当掛)

教育推進・学生支援部 学生課 学生支援掛

電話番号：075-753-2397

E-mail：gakuseishien-gp@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

表1【インターンシップの定義】

文部科学省では、「インターンシップとは、学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と定義している。

この定義は非常に幅の広いものであり、実際には多様な期間・形態で実施されている。また、名称も他の実践・経験教育と混同して使用したり、区別をつけずに使用したりすることもある。

このため、このインターンシップという語が指し示す内容の認識が、必ずしも利用者間で一致しているとは限らない。例えば企業等が半日～1日程度の期間で会社案内の一環として実施するプログラムであっても、インターンシップと称するものがある。

一般的には、「夏期休業中に1週間～2週間程度、一つまたは複数の部署で見学や業務実習や業務に対する提案などを行う」というプログラムが多い。一方で、3ヶ月あるいは半年を超える長期のインターンシップもある。

大学・学生にとってのインターンシップの主なメリットとして、「学生の人間的成長」「就業意識の明確化」「学習意欲の向上」などがある。インターンシップ実施団体(企業、行政、NPO等)にとっては、「学生の就業意識向上」「指導に当たる若手社員の成長」「社会的責任を果たすこと」「大学等との連携強化」「組織の活性化」などがある。

表2【京滋地区の各大学において統一されたアルバイト職種基準】(注)

	具体例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動機械の操作	*危険事故が伴う。
	高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い(助手も含む)	*免許を必要とし、高度の危険がある。
	自動車、単車の運転、自動車による重量物(30kg以上)の配達	*最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。
	線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理)	
	土木・水道工事等の現場作業	
	建築中の現場作業、建物崩壊、残材片付け作業 2階以上の高所での屋外作業(硝子拭き、器具取付等)	*落下物・転落等の危険度が大きい(内装工事は除く)

	警備員 その他労働安全衛生法に定める制限職種	*会場整理、誘導、受付は除く。
人体に有害なもの	農薬、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除等) 特に高温・低温の作業 塵埃、粉末、有毒ガス、騒音等の著しい中での作業	*健康上、人体に有害と考えられる。
法令に違反するもの	労働争議に介入するおそれのあるもの 営利職業斡旋業者への仲介斡旋 マルチ・ネズミ講商法に関するもの	*職業安定法 20 条参照 *職業安定法の趣旨(雇用関係の成立斡旋)に反する。 *無限連鎖講の防止に関する法律参照
教育上好ましくないもの	街頭でのチラシ配り、ポスター貼り 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査 訪問販売、勧誘、専門におこなう集会 競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業 バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど 風俗営業の現場作業、長期継続の深夜作業 選挙の応援に関する一切の業務 スパイ行為に類する調査	*内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。 *相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。 *大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
望ましくない求人	人命にかかわることが予想される業務 労働条件が不明確なもの 人員の限定を条件とするもの 医院の受付業務以外の行為 学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの	*無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター、介護等 *賃金、労働時間、就労場所、労働内容、賃金支払方法等に関することが明示されていないもの。 *たとえば、10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。 *薬剤の調合等学生アルバイト業務の範囲を超えるケースがあるので、注意を要する。

注：これはアルバイトの基準表のため、必ずしもインターンシップの基準表としてすべて適合するものではありません。例えば農学部の学生が農薬会社等でインターンシップを行う際、農薬を扱うことも考えられます。参加しようとするインターンシップの趣旨・内容と照らし合わせて判断してください。

ただし、「法令に違反するもの」は絶対に認められません。

インターンシップ参加届

■届出者情報

所属部局および 学科・専攻		
フリガナ		
氏 名		
届出年月日	令和	年 月 日
学年・入学年	回生	平成・令和 年度入学
学生番号		
緊急連絡先	(KULASIS 登録のものとは異なる電話番号を使う場合、ご記入ください) ☎ ()	
E-Mail	(KUMOI-MAIL 以外のメールアドレスを使う場合、ご記入ください)	
学研災・付帯賠償の 加入状況	加入済 ・ 加入手続き中 ・ その他の傷害保険及び損害賠償保険に加入済	

■インターンシップ情報

インターンシップ先 名(企業・官公庁等 名)		
インターンシップ先 所在地		
インターンシップ先 連絡先・担当者名・電 話番号	☎ ()	
インターンシップ日 時(期間)	年 月 日	～ 年 月 日(実働 日)
インターンシップ場 所		
インターンシップ内 容		
交通費・宿泊費・ 日当・報酬の有無	(有の場合はその内訳) 無 ・ 有 _____	

※参加するインターンシップの募集要項や受入通知書、交通費・宿泊費・日当・報酬の有無等、実習内容がわかる資料を添付すること。

※次の(1)～(4)のいずれかに☑を付して、署名の上提出してください。

(1) 当該インターンシップは夏季・冬季休業期間中に実施されるものであり、正課・試験等に影響ありません。なお、実働は3日以上です。

(加入している保険についていずれかに☑を付してください)

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険に加入しています。

下記の傷害保険及び損害賠償保険に加入しています。

(保険会社名・保険名称)

(2) 当該インターンシップは授業期間中に実施されますが、履修登録状況から判断して正課・試験等に影響ありません。なお、実働は3日以上です。

(加入している保険についていずれかに☑を付してください)

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険に加入しています。

下記の傷害保険及び損害賠償保険に加入しています。

(保険会社名・保険名称 :)

(3) 当該インターンシップの実施時期は履修している授業・試験等に影響するため、インターンシップに参加することで授業・試験等は欠席となることは理解しています。また、学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険は適用されないため、下記の保険に加入し、自己責任において参加します。

(保険会社名・保険名称 :)

※次の(4)を選択する場合は、指導教員又は学部(研究科)長等による承認が必要です。

(4) 当該インターンシップの実施時期は履修している授業・試験等に影響しますが、その内容は自身の職業適性や将来設計について考える機会と考えます。当該インターンシップ参加を学校管理下行事と認め学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の適用となるようお願いいたします。なお、当該インターンに参加することで履修している授業・試験等を欠席することになることは理解しています。

上記内容のとおり届け出ます。

届け出者署名 _____

※提出先

上記の(1)～(3)のいずれかまたは(4)を選択し指導教員の承認を得た(下記欄への署名)場合

→ 参加届をPDF化し、必要資料と併せてメールにより、教育推進・学生支援部学生課学生支援掛まで提出してください。

上記の(4)を選択し、学部(研究科)長や学部・研究科の就職担当教員などの承認を得る(下記欄への署名)場合

→ 本参加届と必要書類を併せて所属する学部(研究科)の教務窓口まで提出してください。担当窓口から学部(研究科)長等に確認をとった上で教育推進・学生支援部学生課学生支援掛へ送付されます。

■指導教員等確認欄

上記インターンシップが、会社説明会等に類するものではなく、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるなど、教育的観点から当該学生にとって必要なインターンシップであると認めます。

学生との関係	
氏名	